# 公的個人認証サービスが始まっています

#### ■公的個人認証サービスとは?

今後、様々な行政手続きがイ ンターネットを通じて出来るよ うになります。利用者の方が安 心してインターネットを通じた 行政手続きを行うためには、他人 によるなりすまし申請が行なわ れていないことや利用者からイ ンターネットを通じて発信され



る電子データが途中で改ざんされていないことを行政機 関が確認する機能が必要となります。

公的個人認証サービスとは、利用者の方が使用する電 子証明書を交付し、他人によるなりすまし申請や通信途 中での改ざんなどを防ぐ機能を、全国どこに住んでいる 人に対しても、安い費用で提供できるものです。



## 公的個人認証サービスをご利用になるためには

基本台帳カードの交付 を受けてください。 (電子証明書は住民基 本台帳カードに格納さ れます。)

市民生活課窓口で住民 電子申請などに使用するイン ターネットに接続されたパソ コンと、パソコンで電子証明 書を利用するために必要とな るICカードリーダライタの 準備が必要です。

市民生活課窓口で電子証明書の発行を受けてください。



ご利用になる行政手続きの手順に従って、オンライン による行政手続のソフトウエアの準備(ダウンロード・ インストールなど)を行ってください。(手順などはご 利用になる行政手続きにより異なります。)

#### ■電子証明書について

電子証明書の発行は市民生活課窓口で受けること ができます。

電子証明書には住民基本台帳に記録された氏名、 住所、生年月日、性別が記載されます。発行の日か ら3年間有効ですが、有効期間中であっても、引越し による住所の変更や結婚による氏名の変更の場合な どのように、電子証明書の記載事項に変更が生じた場 合は無効となります。

電子証明書は、他人に不正使用されないように市 民生活課窓口で利用者本人のICカードに格納されま す。ただし、当面は住民基本台帳カードのみが使用 されます。

#### 電子証明書の発行申請手続きの流れ

(1)

(2)

ご本人の住民基本台帳カ ードをもって、市民生活 課窓口へ行きます。



電子証明新規発行申請書 を提出し、写真付きの公 的な身分証明書(運転免許 証など)を提示します。



市民生活課窓口に設置さ れている鍵ペアを作成し ます。

(4)

市民生活課窓口に住民基本台 帳カードを提出し、電子証明 書を住民基本台帳カードに記 録します。

**(5)** 

住民基本台帳カードと電子証 明書を受け取り、手数料(500 円)を支払います。(ただし、 平成16年3月31日までは無料)









### ●電子証明書を利用して電子申請を行うには(平成16年4月21日から運用開始)

公的個人認証サービスで発行された電子証明書を利用して、各行政機関が提供しているインターネットを利 用したオンライン申請・届出システムのサービスの一部(住民票・印鑑登録証明書など)については、4月より利 用することができます。ただし、住民票・印鑑証明書など交付するものがある場合については、受け取りまた は手数料の支払いは従来同様に市民生活課窓口扱いとなります。

4月号では「電子申請手続」など、詳細について掲載します。